

令和3年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年3月11日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	藤島達也
環境衛生課長	小松朋雄	教育委員会事務局教育次長	中島孝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	梶原弘章		

10. 議事日程

日程第1 議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算について
日程第2 議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
日程第5 議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について
日程第6 議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算について
日程第7 議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第7 議案第15号～議案第21号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1. 議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算についてから
日程第7. 議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算についてまでを一括議題にし
たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1. 議案第15号から日程第7. 議案第21号までを一
括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は東日本大震災が発生いたしまして10年ということでございます。亡くなられた方々を悼み、心から哀悼の意を表する次第でございます。また、復興につきましても、まだ道半ばということで、一日も早い復興をお祈りいたします。

議案第15号 令和3年度広川町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、感染防止と経済活動を両立させるべく国、地方ともに様々な対策を講じてきましたが、依然として厳しい経済状況を脱していません。今後は感染拡大防止の切り札として新型コロナウイルスワクチンに期待がかかるのですが、ワクチンの供給量や接種体制の構築など課題も多く、早期に感染拡大防止が図られるかは不透明な状況です。

このような中、広川町の新年度予算の歳入につきましては、コロナ禍の影響もあり、町税の大幅な減収が見込まれております。

歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や庁舎建設事業、少子高齢化等に伴う扶助費の増加などにも対応するために予算編成を行っております。

予算書1ページをお願いします。

今年度の一般会計予算については、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算総額を8,722,509千円で御提案いたします。前年度予算と比較すると347,979千円、約3.8%の減となっております。

第2条 債務負担行為につきましては、予算書7ページのとおり、庁内機器（サーバ等）リプレース事業をはじめ、16事項の債務負担行為をお願いするものです。

第3条 地方債につきましては、予算書8ページのとおり、11の起債の目的ごとに限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定め、総額912,900千円の地方債をお願いするものです。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものであり、給料、職員手当等及び共済費について、地方自治法第220条第2項ただし書による項の経費の流用を定めたものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款. 町税は、前年度より5.9%、140,431千円の減収を見込み、2,231,844千円を計上しております。

3項. 軽自動車税については増収を見込んでおりますが、1項. 町民税、2項. 固定資産税、4項. 町たばこ税につきましては、いずれも減収を見込んでおります。

2款. 地方譲与税は69,219千円、3款. 利子割交付金は800千円、4款. 配当割交付金は6,000千円、5款. 株式等譲渡所得割交付金は4,000千円、6款. 法人事業税交付金は24,000千円を計上しております。

7款. 地方消費税交付金は420,000千円、8款. ゴルフ場利用税交付金は4,000千円、9款. 環境性能割交付金は8,000千円を計上しております。

10款. 地方特例交付金は、新たに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設され、前年度より27,000千円増の47,000千円を計上しております。

3ページをお願いします。

11款. 地方交付税につきましては、地方財政計画や町税の状況、その他の町独自の事情を

考慮し、前年度より20,000千円減の1,540,000千円を計上しております。

12款. 交通安全対策特別交付金は3,800千円、13款. 分担金及び負担金は44,492千円、14款. 使用料及び手数料は43,766千円を計上しております。

15款. 国庫支出金は1,429,397千円、16款. 県支出金は781,355千円、17款. 財産収入は8,732千円を計上しております。

18款. 寄付金はふるさとづくり寄付金などの増加を見込み、153,000千円増の203,000千円を計上しております。

4ページをお願いします。

19款. 繰入金は635,654千円、20款. 繰越金は1億円、21款. 諸収入は204,550千円、22款. 町債は912,900千円を計上しております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款. 議会費は、前年度より1.9%増の94,376千円を計上しております。

2款. 総務費は、1項. 総務管理費における庁舎建設事業の減などにより681,900千円減少し、1,599,317千円を計上しております。

3款. 民生費は前年度より8.8%増の3,272,794千円、4款. 衛生費は743,605千円を計上しております。

5款. 農林水産業費は前年度より10.7%増の377,951千円、6款. 商工費は126,799千円を計上しております。

7款. 土木費は766,685千円、8款. 消防費は355,421千円を計上しております。

9款. 教育費は前年度から4.6%増の615,582千円を計上しております。

10款. 災害復旧費は15,352千円、11款. 公債費は734,627千円を計上しております。

なお、12款. 予備費には20,000千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、9ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

また、167ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をつけております。例年と同様に予算説明資料を事前に配付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

町民が生涯にわたって健やかな生活が送れるよう、健康寿命の引上げを目的として、特定健診の受診率向上、健診結果に基づいた健康相談や保健指導の強化に取り組んでおりますが、国民健康保険制度を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

今回の予算につきましては、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、保険給付費の増加が見込まれる中、厳しい財政状況に対応するために国民健康保険税の改正内容を反映した提案となっております。

予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、2,642,148千円を計上しております。前年度と比較すると0.4%の減となっております。

第2条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをお願いします。

1款. 国民健康保険税506,345千円、6款. 県支出金1,952,125千円、10款. 繰入金179,257千円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

1款. 総務費は、職員の人件費や事務的経費に要する予算で、41,891千円を計上しております。

2款. 保険給付費は、1項. 療養諸費1,701,897千円をはじめとして1,920,102千円、3款. 国民健康保険事業費納付金は、1項. 医療給付費分454,687千円をはじめとして647,783千円、6款. 保健事業費に30,039千円、7款. 基金積立金に42千円、9款. 諸支出金に1,290千円を計上し、10款. 予備費の1,000千円までの総額2,642,148千円の予算としております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、296,518千円を計上しております。前年度と比較すると14,309千円、5.1%の増となっております。

主な要因といたしましては、被保険者の増加によるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料218,114千円、4款1項. 一般会計繰入金74,244千円、5款1項. 繰越金4,000千円が主な歳入となります。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金294,826千円が主な歳出となっております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算総額は、第1条第1項のとおり、1,884千円を計上しております。前年度と比較すると12.5%の増となっております。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款2項. 県補助金27千円、4款1項. 繰越金1,557千円、5款1項. 納付金300千円を計

上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費84千円、10款1項. 予備費1,800千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

議案第19号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

広川防災ダム管理特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、29,288千円を計上しております。前年度と比較すると14.0%の増となっております。

第2条 地方債につきましては、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金を目的として、限度額を11,700千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款3項. 県委託金3,370千円、4款1項. 一般会計繰入金14,018千円、5款1項. 繰越金200千円、7款1項. 町債11,700千円を計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費29,054千円、2款1項. 公債費34千円、10款1項. 予備費200千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 令和3年度広川町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、1月末現在で5,895戸、1日平均で約4,200立方メートルの水を供給しております。一般住宅、共同住宅建設による使用者の増、地下水から上水道への切替え、便所の水洗化等によりまして水量が増加している状況であります。

本年度も水道施設の適切な維持管理、給水サービスに努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。整備面では、受水地点及び鬼の淵配水池の次亜注入施設等の更新、発電機の設置、配水管のループ化等を実施します。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は442,508千円で、前年度に対して1,731千円、率にして0.4%の減額であります。

第2条では、業務の予定量を定めております。給水戸数6,000戸、年間総給水量156万9,500立方メートル、1日平均給水量4,300立方メートルと定めております。

第3条予算の収益的収支は、45,342千円でございます。

第4条予算の資本的収支では、103,992千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

第5条では、債務負担行為について、令和4年度以降に負担すべき立花系第二送水管建設負担金の事項を定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第7条では、一般会計から補助を受ける金額を305千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第21号 令和3年度広川町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業におきましては、平成31年4月1日より地方公営企業法を適用し、損益取引と資本取引に区分して経営状況、資産の状況を把握して運営を行っております。

本町下水道事業の整備状況を申し上げますと、全体計画550ヘクタールのうち、令和2年度末で308.6ヘクタール、約56%の面整備が完了する予定です。また、利用件数は令和3年1月末現在で約2,260件となっております。令和3年度より新たな事業認可区域として、久泉・長延、北新代、智徳・一條の各区域の一部を整備してまいります。また、汚水処理構想及び下水道全体計画の見直しを行う予定です。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は677,118千円で、前年度に対して306,184千円、率にして31.1%の減額であります。

業務の予定量は、処理戸数2,380戸、年間有収水量81万298立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は管路建設費106,000千円、流域下水道の建設負担金30,104千円となっております。

第3条予算の収益的収支は、20,454千円でございます。

第4条予算の資本的収支では、109,794千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

第5条では、企業債の限度額等を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用をすることができない経費を定めております。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を174,285千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町下水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

全会計の予算説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は各会計別に行います。

まず、一般会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

2つほど質問させていただきます。

まず、細部の話なんですけど、御説明の中で地方交付税の御説明を町長に今していただいたんですけども、その御説明で「その他の町独自の事情を考慮し」という文面があるんですけど、そこの細部の御説明を賜りたいことが1つ。

それと、施政方針で町長から総合戦略と総合計画の切り口からなる御説明があったんですけども、感じとして、一生懸命御説明していただいたんですが、総花的な感じがして、何か本年度、令和3年度の特徴というか、何か反映されたことというのがちょっと感じ取れなかったんです。それで、もしコロナ対策と庁舎建設以外で、これについて反映するという事項があれば御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

地方交付税の算定に当たりましては、地方財政計画等によって算定をしておりますけれども、町の独自事情に関しましては、まず人口の部分とか、それから、後年度の事業費補正といいまして、借り入れた分の金額の中での算定であるとかというふうな独自の要素がございますので、そちらのほうを今分かっている段階で補正をしておるところでございます。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

来年度の新規事業の中で、例えば、子どもの医療費の無料化の年齢を上げるとか、そういった制度的な新規事業というのは来年度予算ではありません。ただ、工業団地、新しい新産業団地をつくるための具体的な予算を初めて来年度予算で計上すると。ということは、その事業のスタートの年になるということで位置づけをしております。そのくらいで、あとは具体的説明の中でお話しします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで一般会計予算の質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

令和2年度の当該予算については、コロナ関係で相当給付金の減額があったという御説明があって、見直しをやって、この前、認められたんですけども、ここに書いてあるように、当該国民健康保険の状況というのは厳しい状況にあるんだろうと私でも分かります。その中で、コロナで関係する保険給付費が減ったという、250,000千円ぐらいですかね、ちょっとよく分かりませんが、おおむねそのぐらい減ったなという感じを持っていますが、何かその辺に保険の給付金を減らす努力をするチャンスがある可能性があるのかなと私はちょっと感じたんですが、そこら辺のところ、何か御説明いただくことができますか。

うまく説明できましたかね。コロナによって給付金が減ったんですよね、そこに全般的な会計をよくするための何か案が出るのであれば教えてもらいたいと思います。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

コロナによって給付金が減っているというところは、コロナの影響が今のところ国民健康保険の係員とも話すんですけども、医療費に対するコロナの影響というのがいま一つ出ていないところがあります。今のところは1人当たりの医療費の拡大、高額療養費の拡大、入院、訪問看護の費用の拡大等が今のところ問題となっておるところでございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

細部の説明は今後いただけたらと思うんですが、ちょっと不慣れで、全般的に見ていて、これを特別会計で今後とも管理する必要があるのかというところを感じたんですが、この辺の御説明をいただけていいですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

今まで特別会計ということで県のほうからも御指導いただいて、特別会計でお願いしますということでしたが、方針として変わってきて、ちゃんと歳入歳出が分かる状況であれば一般会計に繰り入れてもいいということですので、来年度あたりからよかったですら一般会計のほうに繰り入れさせていただきたいとは考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を終わります。

次に、水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで水道事業会計予算の質疑を終わります。

次に、下水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

企業経営になって、損益取引と資本取引と分けられた管理がなされるようになったんですけども、令和2年度に比べたら相当な減額になっていますよね。多分後者による理由だと考えています。

それで、ここに汚水処理構想と下水道全体計画の見直しを行うということが書いてございますけれども、これと資本取引による減額との関係があればちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

関係性につきましては、単刀直入に言いますとありませんが、実質、工事経費、全協のほうでもお話しさせていただいたとおり、まず、支出の工事経費を落としながら計画を見直していくということでございますので、工事経費の減に伴う歳出の減ということにしております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで下水道事業会計予算の質疑を終わります。

以上で一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第15号については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、本案については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時6分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配付しており

ます名簿のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号及び議案第19号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第16号、議案第17号の特別会計、議案第20号及び議案第21号の会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、議案第18号及び議案第19号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第16号、議案第17号の特別会計、議案第20号及び議案第21号の各会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月22日9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午前10時7分 散会